

千葉県内にお住まいの保護者の皆様へ

「奨学のための給付金（家計急変）」制度について

災害等により家計が急変し、収入が住民税非課税相当額となった高校生等のいる世帯に対して、返還不要の給付金が給付されます。

高校生等：①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③高等専門学校（1～3学年） ④専修学校高等課程
⑤一部の専修学校一般課程 ⑥一部の各種学校 ⑦専攻科 在学する生徒

給付金は、授業料以外の教育費にお役立ていただけます。



1 給付金の支給対象となる世帯

家計急変した月時点で、以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。「チーバくん」

- （1）家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）
※ 保護者の年収の合計が、約270万円未満程度の世帯（4人世帯の場合）が該当します。
- （2）保護者等が千葉県内に在住していること。
※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
- （3）高校生等が在学していること。

2 給付額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月以降に家計急変 → 年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3月までの月数

例）7月家計急変、区分Aの場合 → $84,000 / 12 \times 8月 = 56,000円$

給付区分	年額
①全日制・定時制（A）	84,000円
②全日制・定時制（B）	129,700円
③通信制・専攻科（C）	36,500円

※「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

3 申請手続等

申請を希望される方は、在学する学校から申請書類をとりよせ、記入の上、必要書類を添えて、学校に提出してください。

※申請には保護者等の家計急変したことが分かる書類（離職票等）及び、家計急変前後の収入がわかる書類（給与明細等）が必要となります。

お問い合わせ先：

君津高等学校 事務室 電話0439-52-4583（平日 8:20～16:50）

※保護者が千葉県・茨城県・埼玉県以外に居住している場合、居住する都道府県が申請先です。都道府県によって申請期限が異なるため、早急に居住する都道府県にお問い合わせください。

よくある質問



Q1 どのような世帯が給付金対象となりますか。

- A1** 下記すべてに当てはまる方が対象となります。
- ・家計急変後の保護者等の収入が住民税非課税世帯相当額
 - ・保護者が千葉県内在住
 - ・申請月の初日に高校生が在学

Q2 収入がいくら以下であれば対象となりますか。

- A2** 家計急変後の3カ月平均収入に1.2をかけて年収見込額を算出します。その年収見込額が住民税非課税相当額となれば対象となります。例えば、夫婦共働きで子が1人世帯の場合、夫の給与月収約18万円（年収約220万円）以下、妻のパート月収約8万円（年収約100万円）以下であれば非課税相当と認められ、対象となります。

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
3人世帯	約220万円	約137万円
4人世帯	約270万円	約172万円
5人世帯	約320万円	約207万円

Q3 家計急変したことが分かる書類とはどのようなものですか。

- A3** 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書 など

Q4 家計急変前後の収入がわかる書類とはどのようなものですか。

- A4** 給与明細、課税証明書、会社作成の給与見込書、帳簿
税理士又は公認会計士の作成した証明書 など

Q5 どのように申請すればよいですか。

- A5** 在学する学校から申請書類をとりよせて、学校へ提出してください。

Q6 いつまでに申請すればよいですか。

- A6** 随時、受付しておりますので、家計急変しましたらすぐに申請してください。

Q7 給付金を受け取るまでどのくらい時間がかかりますか。

- A7** 提出後、2カ月程度かかる予定です。